

○宋栗市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱

平成17年4月1日告示第120号

改正

平成17年9月26日告示第276号

平成18年3月24日告示第59号

平成18年5月19日告示第112号

平成21年3月30日告示第46号

平成21年8月3日告示第113号

平成24年3月8日告示第12号

平成27年3月31日告示第58号

平成27年12月28日告示第123号

平成28年3月31日告示第42号

宋栗市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、低所得者に係る利用者負担対策のうち、社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担の軽減措置について、次に掲げる事業の実施のために必要な事項を定め、利用者負担の一部を軽減することにより、低所得者の生活の安定と介護保険の円滑な実施に資することを目的とする。

(1) 生計困難者に対する利用者負担軽減事業 要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者（以下この号及び第3条から第14条までにおいて「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下この号及び第3条から第14条までにおいて「軽減事業所」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減事業所が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとする。

(2) 離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業 要介護被保険者等のうち別に定める者（以下この号及び第15条から第18条までにおいて「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下この号及び第15条から第18条までにおいて「軽減法人」という。）が提供する離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算の算定対象となる訪問系の介護サービスを利用する場合、軽減法人が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担のうち離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に相当する部分の一部を軽減するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 離島地域等における特別地域加算 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所の訪問介護員等が訪問系の介護サービスを行った場合に算定さ

れる所定単位数の100分の15に相当する加算

- (2) 中山間地域等の地域における加算 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する小規模の事業所（厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）に適合する事業所に限る。）の訪問介護員等が訪問系の介護サービスを行った場合に算定される所定単位数の100分の10に相当する加算
- (3) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者
- (4) 市町村民税非課税世帯 当該年度（4月、5月又は6月においては前年度）における市町村民税が世帯主及び全ての世帯員について非課税若しくは免除されている世帯
- (5) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額
- (6) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス
- (7) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (8) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護
- (9) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (10) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (11) 認知症対応型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
- (12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (15) 複合型サービス 法第8条第22項に規定する複合型サービス
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (17) 介護予防訪問介護 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (18) 介護予防通所介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (19) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (20) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (21) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (22) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

- (23) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者
- (24) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10パーセント相当の利用者負担額
- (25) 負担限度額 法第51条の2及び第51条の3に規定する負担限度額
- (26) 食費 法第48条第1項に規定する介護保険施設等における食事の提供に要した費用
- (27) 滞在費 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスにおける滞在に要する費用
- (28) 居住費 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス及び法第48条第1項に規定する指定施設サービス等における居住に要する費用
- (29) 宿泊費 法第42条の2第2項第1号に規定する複合型サービスにおける宿泊に要する費用
- (30) 特例措置対象者 平成25年8月1日、平成26年4月1日及び平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正により、生活保護受給者で無くなった者で生活保護廃止時点においてこの要綱に定める軽減又は特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担が無かった者のうち、引き続き第3条各号のいずれにも該当する者
(生計困難者に対する利用者負担軽減事業対象者)

第3条 第1条第1号に規定する軽減対象者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等（生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者を除く。）で、市町村民税非課税世帯であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものと市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円（非課税年金を含む。）以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算するものとする。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算するものとする。
- (3) 世帯がその居住の要に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない者
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない者
- (5) 介護保険料を滞納していない者
(軽減事業所)

第4条 第1条第1号に規定する軽減事業所は、社会福祉法人等であって当該事業に係る利用者負担の軽減を行うことを当該事業所の所轄庁（以下「所轄庁」という。）に申し出たものとする。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下第19条までにおいて「対象サービス」という。）は、前条に規定する軽減事業所が行う次のサービス（第

2号から第7号まで及び第9号から第18号までのサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 小規模多機能型居宅介護
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (11) 複合型サービス
- (12) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (13) 介護予防訪問介護
- (14) 介護予防通所介護
- (15) 介護予防短期入所生活介護
- (16) 介護予防認知症対応型通所介護
- (17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (18) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 軽減の対象とする費用及び軽減割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(情報提供)

第6条 軽減事業所及びその実施する対象サービスについては、所轄庁から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第7条 第5条に規定する対象サービスの軽減措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、利用者負担の軽減を受けようとする対象サービスを利用する日の7日前までに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号）に別に定める必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項に規定する日までに申請することができなかったことにつきやむを得ない理由があり、かつ、申請者が対象サービスの提供を受けた軽減事業所が、利用者負担の軽減を承認する場合には、「対象サービスを利用する日の7日前」とあるのは、「対象サービスを利用した日後速

やかに」と読み替えるものとする。

（軽減の認定）

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、第3条各号に掲げる軽減対象者への該当の有無を審査決定のうえ、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として認定した者については、決定通知書と併せて社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（様式第3号。以下「確認証」という。）を交付する。

3 第1項の通知を行う場合において、軽減対象者として認定した者が生活保護受給者である場合は、決定通知書と併せて社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（生活保護受給者用）（様式第4号。以下「確認証（生活保護受給者用）」という。）を交付する。

（有効期限）

第9条 確認証及び確認証（生活保護受給者用）の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分、5月分、6月分又は7月分の対象サービスの利用者負担に係る軽減につき4月1日から7月31日までに申請があったものは、当該年度の7月31日までとする。

（返還）

第10条 確認証又は確認証（生活保護受給者用）の交付を受けた者が市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合は、当該確認証又は確認証（生活保護受給者用）を速やかに返還しなければならない。

（サービス利用）

第11条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所に確認証又は確認証（生活保護受給者用）を提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合又は第7条第2項に定める場合は、申請手続中である旨又は速やかに申請を行う旨を申し出るとともに、承認を受けた場合は、確認証又は確認証（生活保護受給者用）が交付された後速やかに提示するものとする。

（利用者負担）

第12条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所に対し、確認証又は確認証（生活保護受給者用）に記載された軽減内容により利用者負担額を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第13条 偽りその他不正行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減事業所と協議のうえ、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減事業所に返還するよう求めるものとする。

（軽減事業所に対する助成）

第14条 市長は、軽減事業所がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、当該軽減事業所に対し軽減に要した費用の一部を次により助成するものと

する。

(1) 社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行う。

(2) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とする。

（離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業対象者）

第15条 第1条第2号に規定する軽減対象者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等であって、次の条件を全て満たす者とする。

(1) 第1条第1項に定める軽減対象者でない者

(2) 宍粟市訪問介護利用者負担軽減事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第117号）の規定による軽減を受けていない者

(3) 当該年度（4月、5月又は6月においては前年度）における市町村民税が課されていない者又は免除されている者

（軽減法人）

第16条 第1条第2号に規定する軽減法人は、社会福祉法人等であって離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減を行うことを当該法人の所轄庁に申し出たものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訪問介護に要する費用を厚生労働大臣が定める額（指定居宅サービス介護給付費単位数表（平成12年2月10日厚生省告示第19号別表）の訪問介護費又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号別表）の介護予防訪問介護費）から割り引いている社会福祉法人等は軽減の対象としない。

（対象サービス及び軽減内容）

第17条 離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額の軽減割合は、軽減対象者が軽減法人からサービス提供を受ける訪問介護、介護予防訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額の10分の1とする。

（軽減法人に対する助成）

第18条 市長は、軽減法人が前条の規定に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、当該法人に対し軽減に要した費用の2分の1を基本としてそれ以下の範囲内で助成するものとする。

（高額介護サービス費等との適用の優先関係）

第19条 高額介護サービス費等との適用順位については、本事業に基づく軽減措置を優先する。ま

た、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費については同サービス費の支給後の利用者負担額を本事業の対象とする。

- 2 宍粟市訪問介護利用者負担軽減事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第117号）に規定する訪問介護利用者負担額補助金との適用順位については、訪問介護利用者負担額減額措置の適用後、本事業の適用を行うものとする。

（準用）

第20条 第6条から第13条までの規定は、第15条から第18条までにおいての利用者負担の軽減に準用する。ただし、第8条第2項に規定する確認証は様式第5号を交付するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱（平成13年山崎町要綱第23号）、社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に係る実施要綱（平成12年一宮町告示第24号）、社会福祉法人による利用者負担の減免措置に係る実施要綱（平成12年波賀町要綱第9号）又は社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に係る実施要綱（平成12年千種町要綱第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月26日告示第276号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日告示第59号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月19日告示第112号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の宍粟市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に実施した利用者負担の軽減に限り、適用する。

附 則（平成21年3月30日告示第46号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月3日告示第113号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月8日告示第12号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年 3月31日告示第58号）

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第123号）

この告示は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	利用者負担額、食費及び居住費（食費及び居住費は、負担限度額の範囲） ※旧措置入所者で利用者負担割合が 5 %以下の者がユニット型個室に入所した場合又は生活保護受給者が個室に入所した場合は、居住費のみとする。 ※食費及び居住費の軽減は、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。	4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1、生活保護受給者は10分の10、特例措置対象者は、利用者負担額及び食費は 4 分の 1、居住費は10分の10）
訪問介護 介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	利用者負担額	4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）
通所介護 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	利用者負担額及び食費	4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

地域密着型通所介護		
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費（食費及び居住費は、負担限度額の範囲） ※生活保護受給者については、滞在費のみを対象とする。 ※食費及び滞在費の軽減は、特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。	4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1、生活保護受給者は10分の10、特例措置対象者は、利用者負担額及び食費は4分の1、滞在費は10分の10）
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び居住費	4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）
複合型サービス	利用者負担額、食費及び宿泊費	4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第20条関係）